

# 令和4年度事業計画

## I 基本方針

当財団は、平成24年4月1日に公益財団法人岡山県私学振興財団に移行し11年目となる。令和4年度は、私立学校教育の重要性を更に認識し、運営基盤の強化に努めながら、定款の目的に沿って、「県民の修学上の経済的負担の軽減」及び「私立学校の教育環境の充実・向上」のための事業を実施し、私立学校教育の一層の充実及び振興を図る。

## II 県民の修学上の経済的負担を軽減するための事業（公益目的事業）

### 奨学金貸与事業

・勉学の意欲がありながら、家庭の経済的理由により就学が困難な生徒等に対して、就学上必要な資金を無利子で長期間貸与し就学を支援することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、将来、社会に貢献する人材の育成に努める。

#### (1) 実施事業

・高等学校生徒及び専修学校学生に対して、奨学金の貸与を行う。

#### (2) 貸与資金の原資

・償還金及び県補助金を原資とし、貸与金及び事務費に充て事業を行う。4年度の県補助金額は4,826千円を見込む。

#### (3) 事業の内容

##### ①令和4年度貸与額・予定期数

- ・高等学校 36,000千円 100人
- ・専修学校 12,720千円 20人

##### ②奨学生の資格

・財団加入法人が設置した私立高等学校（中等教育学校の後期課程及び専攻科を含む）及び私立専修学校に在籍する優れた生徒（学生）で、経済的理由により修学に困難がある者。

・岡山県内に居住する世帯の子女など。

##### ③貸与月額

・月額は全ての学年共通

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・高等学校・専修学校（高等課程） | 自宅:30千円、自宅外:35千円 |
| ・専修学校（専門課程）      | 自宅:53千円、自宅外:58千円 |

##### ④貸与時期

・5月下旬(4~9月分)、9月下旬(10~12月分)、12月下旬(1~3月分)

##### ⑤償還方法

・貸与を受けた月数の5倍の期間で、半年賦又は年賦の方法で返還する。

##### ⑥滞納督促

・滞納額は、漸減傾向にあるが、引き続き、滞納者については、各学校の奨学金担当者の協力を得ながら督促に努めるとともに、法的措置等を講ずるほか債権回収会社への業務委託を行いながら滞納者及び滞納額の減少を図る。

### III 私立学校の教育環境の充実・向上のための事業（公益目的事業）

#### 1 法人貸付事業

- ・教育施設の充実及び経営の安定化を図るため、学校施設・設備及び学校運営に要する経費に関する必要な資金を長期・低利な条件で融資し、施設の耐震化等により、生徒・学生が安全に安心して教育を受けられる環境の確保に努める。

##### (1) 対象事業

- ・学校経営のため必要とする資金の貸付

##### (2) 貸付資金の原資

- ・運用財産、加入法人拠出金及び償還金

##### (3) 貸付限度額

- ・財団全体で1億円

##### (4) 事業内容

- ・貸付期間 施設資金 12 年以内、設備資金 7 年以内、その他資金 5 年以内

- ・貸付利率 日本私立学校振興・共済事業団一般施設費分を参考に決定

#### 2 研修・助成事業

- ・岡山県私学協会、岡山県私立幼稚園連盟及び岡山県学校法人専修学校協議会が実施する初任者研修、各課題別研修等の各種研修に助成することにより、教育研究活動の更なる充実と教職員の資質向上を図る。
- ・各団体との共催等により、一般県民が多数参加できる教育課題又は今後の教育のあり方等をテーマとした講演会等を開催し、教育の振興・充実を図る。

##### (1) 実施事業

###### ①助成事業

- ・教職員の研修
- ・教職員の教育研究活動
- ・私立学校振興のための支援及び活動
- ・その他理事会が必要と認める事業

###### ②共催等事業

- ・県民参加の講演会・研修会等の開催

##### (2) 助成の対象

- ・助成金の交付先は、財団加入法人が設置する高等学校（中等教育学校、中学校を含む）、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校が同学種間で組織する団体

##### (3) 助成予定額

・岡山県私学協会	3,200 千円
・岡山県私立幼稚園連盟	400 千円
・岡山県学校法人専修学校協議会	240 千円

### 3 退職金給付事業

- ・私立学校教育の充実に不可欠な優秀な教職員を確保するためには、教職員の待遇改善及び安心して教育活動ができる環境の整備が必要なため、学校設置者に対して退職金の支給に必要な資金を給付する。
- ・学校設置者負担金、岡山県補助金及び積立資産運用益等を原資として、教職員の退職時に資金を給付する。

#### (1) 財産管理運営の基本方針

- ・退職手当資金は、学校法人が退職教職員に支弁する義務的経費であるため、厳正にして安全確実な運用を行う。

#### (2) 交付財源

##### ① 岡山県補助金(交付率)

標準給与月額総額	25/1,000
----------	----------

##### ② 負担金(負担率)

学種別	負担率
高等学校（中等教育学校、中学校、小学校、団体を含む）	113/1,000
幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）	89/1,000
専修学校	84/1,000

##### ③ 特別負担金(特別負担率)

②の負担金負担率に①の岡山県補助金交付率を加えた率

## IV その他事業

### 教職員貸付事業(償還業務)

- ・私立学校勤務の教職員に対して、生活・文化資金及び住宅資金を貸付ける事業であるが、平成 24 年度から新規の貸付を廃止した。引き続き、既貸付分の償還業務を行う。

##### ① 令和 4 年 4 月 1 日現在の貸付者数・貸付額(住宅資金)

- ・貸付者数 1 名
- ・貸付額(償還残高) 400 千円